

## 「NTT語彙データベース」に関する利用規約

### 第1条（定義）

本利用規約において使用する用語は以下のとおり定義します。

#### (1) NTT語彙データベース

日本電信電話株式会社（以下「NTT」とします。）が著作権を所有し、NTT印刷株式会社（以下「NTT印刷」とします）が改変を行い著作権を所有している基盤的語彙資源。「本データ」とも表記することがあります。

#### (2) ご利用者様

NTT印刷へ購入希望の旨をお問い合わせいただいた後に送付される申込書にご記入いただいた、NTT語彙データベースの利用者の方。

### 第2条（著作権等について）

(1) NTT語彙データベースは、NTTが著作権を所有し、NTT印刷が改変を行い著作権を所有しています。

(2) 「NTT語彙データベース」により提供されるデータ（以下「本データ」とします。）は、第3条（データの利用範囲について）で示した許諾の範囲を越えて使用することを禁止します。

(3) 第三者の著作物の引用部分、及び第三者に著作権がある著作物等に、個別の所有権、著作権、許諾又は禁止に関する表示がある場合には、これに従うものとします。

(4) NTT語彙データベースを利用及び引用した著作物を公表する場合は、出典と発行所を明記してください。

（記載例）NTTコミュニケーション科学基礎研究所（2021）. NTT語彙データベース. NTT印刷.

(5) 本データにおいて各特性の評定対象とした、単語セット、表記セット、アクセントセット及び品詞分解は、著作権者の許可を得て、『新明解国語辞典第四版』（金田一、山田、柴田、山田、三省堂、1989）を利用しています。ただし、これらのセット及び分類に対し、本データの原著作権者らが若干の追加、修正を行いました。

(6) 本データの文字の特性、漢字の読み及び部首データベースの文字セットは日本工業規格「情報交換用漢字符号」（JIS X 0208-1990）（日本規格協会、1990）に従いました。

(7) 本データの部首データベースの部首分類は、著作権者の許可を得て『新明解漢和辞典第四版』（長澤、原田、戸川、三省堂、1990）の分類及び日本工業規格「情報交換用漢字符号」（JIS X 0208-1990）（日本規格協会、1990）の分類に従いました。ただし、その一部に対し、本データの原著作権者らの判断で追加、修正を行いました。

### 第3条（NTT語彙データベースの利用範囲）

N T T 語彙データベースは以下の要件を満たす範囲でのみ利用することを許諾します。

- (1) 本データは、学術研究、技術研究、調査、試験、開発等の研究活動を目的とする利用に限り使用することができます。なお、本データを利用して得られた研究成果の応用および実装を妨げるものではありません。
- (2) 本データは、前項の研究目的の範囲内において、研究室、部局内、プロジェクト内等の研究環境に限り、複数台のコンピュータおよび LAN、クラウド等のネットワーク環境で利用することができます。
- (3) 本データは、その目的の如何を問わず、たとえ一部であっても、二次利用可能な形式で公表することを禁止します。

#### 第4条（免責）

N T T 印刷は、N T T 語彙データベースの仕様に付随・関連して生じたいかなる損失・損害、又第三者との間に生じた紛争についても一切の責任を負わないものとします。

#### 第5条（使用許諾）

- (1) ご利用者様のみ、本利用規約に同意いただいたものとして、本データの使用を許諾します（以下「本使用許諾」とします。）。
- (2) ご利用者様以外の方が本データを使用したことが明らかになった場合、又上記要件を超えた使用が明らかになった場合は、著作権者はただちにデータの使用を差し止めることができますものとします。

#### 第6条（個人情報保護）

N T T 語彙データベースの提供に関連して取得した個人情報は、N T T 印刷のプライバシーポリシー（<https://www.nttprint.com/privacy/tabid68.html>）に準拠して取り扱います。ただし、プライバシーポリシーの「2. 個人情報の共同利用について」は適用対象外とします。

#### 第7条（権利の譲渡）

ご利用者様およびN T T 印刷は、相手方の事前の書面による同意を得ることなく、本利用規約に基づく権利・義務の一部または全部を、第三者に譲渡し、または承継させることはできません。

#### 第8条（クーリングオフ）

「クーリングオフ」は、訪問販売に適用される制度であり、通信販売にはクーリングオフの適用は義務付けられておりません。N T T 語彙データベースの販売は、お問い合わせに基づく通信販売の為、クーリングオフ制度は適用されませんのでご了承ください。

## 第9条（使用環境・接続環境等）

- (1) N T T 語彙データベースは、テキスト形式（.txtファイル）のデータをDVDに収録して提供いたします。テキスト形式（.txtファイル）のデータまたはDVDを取り扱うことのできないコンピュータその他の電子機器ではご利用いただくことができません。
- (2) ご利用者様がN T T 語彙データベースの提供を受けるために必要なコンピュータその他の電子機器及びインターネット利用等に必要なソフトウェア、通信回線その他の通信環境等は、ご利用者様の責任と負担において準備し、維持するものとします。また、それら電子機器、ソフトウェア及び通信環境等の設置や操作についても、ご利用者様の責任と負担において行うものとします。
- (3) N T T 印刷は、N T T 語彙データベースがあらゆる電子機器等に適合することを保証しません。また、ご利用者様が本データを利用するために必要な電子機器等の準備、設置、操作に関して一切関与しません。
- (4) ご利用者様がN T T 語彙データベースの利用に関してインターネット回線を通じて行う情報の伝達及び意思表示は、N T T 印刷のサーバに当該情報や意思表示に関するデータや信号等が送信され、N T T 印刷のシステムに当該情報や意思表示の内容が反映された時点をもって、N T T 印刷に到達したものとみなします。

## 第10条（秘密の保持）

- (1) ご利用者様およびN T T 印刷は、本利用規約への同意または履行に関連して知り得た相手方の営業上の情報のうち、開示時において開示する当事者（以下、開示者という）が口頭または書面により秘密である旨明示した情報（以下、秘密情報という）を、開示者の事前の書面による同意なく、本利用規約の履行の目的以外に使用してはならず、また、第三者に開示または漏洩してはなりません。なお、本利用規約にいう秘密情報は以下のものをいいます。
  - ① 本利用規約の同意に関連して相手方より開示・提供された情報および本利用規約の同意の過程において知り得た相手方の技術上またはシステム上の情報
  - ② 相手方のビジネスに関する計画、設計、コスト、名称、財務、マーケティングプラン、ビジネスチャンス、スタッフ、調査、開発またはノウハウに関連する情報
  - ③ 相手方が「秘密」、「機密」または「占有」として明示した情報
  - ④ N T T 語彙データベースを全体的に考慮した場合に、合理的に判断して秘密とみなされる情報
- (2) 前項の規定に拘らず、次の各号に該当する情報は、秘密情報には含まれません。
  - ① 開示の時点で公知であり、または、開示後受領した当事者（以下、受領者という）の違反によらず公知となる情報

- ② 受領者が、開示者から開示される以前から正当に保持していたことを証明できる情報
  - ③ 開示者の秘密情報を使用することなく受領者が独自に開発したことを証明できる情報
  - ④ 受領者が、譲渡または開示の権利を有する第三者から正当に制約なしに入手したことが証明できる情報
  - ⑤ 開示者が本利用規約に定める秘密保持義務の制約から除外することを文書により同意した情報
- (3) 本条(1)の規定に拘らず、受領者が裁判所の命令、要求または要請に従い秘密情報の開示を求められた場合、当該受領者は、当該命令、要求または要請に従い、対象となる秘密情報を開示することができる。ただし、受領者は、当該命令、要求または要請を受けた旨を速やかに開示者に通知しなければならず、かつ、開示する秘密情報を必要最小限にとどめるように努めなければならない。
- (4) 本条の規定は、N T T 語彙データベースの利用終了後も2年間は有効とする。

#### 第11条（協議事項）

ご利用者様およびN T T印刷は、互いに協力し、信義を守り、誠実に本利用規約を履行するものとする。なお、本利用規約に疑義が生じた場合は、それぞれの当事者が信義誠実の原則に従って協議するものとします。

#### 第12条(表明保証)

- (1) ご利用者様及びN T T印刷は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し保証します。
- ① N T T印刷またはご利用者様が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)又はこれに準ずる団体(以下、暴力団及びこれに準ずる団体を個別に又は総称して「暴力団等」とします。)ではないこと。
  - ② ご利用者様またはN T T印刷の役員(取締役、執行役、監査役)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号)又はこれに準ずる者(以下、暴力団員及びこれに準ずる者を個別に又は総称して「暴力団員等」という。)ではないこと。
  - ③ ご利用者様またはN T T印刷の事業活動を暴力団等又は暴力団員等が支配するものでないこと。
- (2) ご利用者様またはN T T印刷が次の各号の一に該当した場合、ご利用者様またはN T T印刷は、何らの通知又は催告を要せず本使用許諾の全部又は一部を差し止めることができるものとします。
- ① 前項各号に違反した場合
  - ② ご利用者様またはN T T印刷が自ら又は第三者をして次の各号に該当する行為をした場合
    - ア ご利用者様またはN T T印刷に対して、暴力的な要求行為を行った場合

- イ ご利用者様またはN T T印刷に対して、法的な責任を超えた不当な要求行為を行った場合
- ウ ご利用者様とまたはN T T印刷との取引に関し、暴力的行為又は暴力的言辞を用いた場合
- エ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いご利用者様またはN T T印刷の信用を毀損し、またはご利用者様またはN T T印刷の業務を妨害した場合
- オ その他前各号に準ずる行為をした場合

(3) ご利用者様またはN T T印刷は、前項の規定により本使用許諾を差し止めた場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとします。

### 第13条(規約の変更)

N T T印刷は、ご利用者様に個別の了解を得ることなく本規約を変更できるものとし、当該変更内容を第14条(通知)に基づき通知することにより、直ちに発行するものとします。

### 第14条(通知)

- (1) N T T印刷がご利用者様に対して行う通知(以下、本条において「通知」とします。)は、電子メールの送信、書面の郵送・宅配及びN T T印刷ウェブサイト(ドメインが「nttprint.com」であるものをいいます。以下同じ)での掲載等、N T T印刷が適切と判断する方法によるものとします。
- (2) N T T印刷ウェブサイト上への掲載により前項の通知を行う場合、弊社がN T T印刷ウェブサイト上に掲載した時点で通知の効力を生じるものとします。
- (3) N T T印刷が、ご利用者様に対し、書面の郵送・宅配、電子メールの送信等の方法により通知を行う場合には、ご利用者様が届け出た連絡先に発した限り、到達しない場合においても、通常到達すべかりし時に到達したものとみなします。

### 第15条(管轄裁判所)

本利用規約及びお申込みに関連付随して生じた一切の訴訟は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

### 附則

本利用規約は、2021年10月6日より実施するものとします。

本利用規約は、2022年10月5日に改訂されました。

本利用規約は、2023年5月31日に改訂されました。

本利用規約は、2026年5月11日に改訂されました。

以上